

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年12月25日（令和5年（行情）諮問第1186号）

答申日：令和6年9月27日（令和6年度（行情）答申第441号）

事件名：直近の特定健康保険組合監査に係る監査結果通知及び監査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「直近のA健康保険組合監査に関わる行政文書のうち、監査結果通知、監査復命書、規約（設立事業所一覧を除く）、個人情報保護管理規程、組合会議員一覧。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年9月22日付け関厚発0922第117号により関東信越厚生局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分は不開示情報に当たらないので、開示せよ。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（添付書類は省略する）。なお、意見書については、一部の記載について諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されているため、その記載を省略する。

##### （1）審査請求書

上記3点（審査会注：別表に掲げる各不開示部分を指す。）は、不開示とする理由が見いだせないばかりか、不開示とすることで、公法人としての業務に支障を来す、よって開示すべき。また、個別具体的に検討しても関東信越厚生局の提示する「理由」に該当せず、むしろ、開示情報に該当するため、開示することが相当となる。

より具体的主張については、すでに用意しているが、当方は口頭陳述権の行使を予定しており、また、質問権の行使も予定している。ところが、書面で詳細に記述すると総務省情報公開・個人情報保護審査会は主張は十分になされており必要なしとして認めないばかりか、その上で全面却下という不合理な判断をする組織である。

公平中立とうたいながら、開示を求める審査請求で開示を認めない結論があるのに、必要な主張が十分なされているという判断は極めて不合理な組織である。よって、まず、諮問庁の意見書を見て、それに対する反論を記述し、その上で口頭陳述権と質問権を行使する。仮に、一切開示を認めないという結論があつて、口頭陳述権も質問権も認めないというのであれば、総務省情報公開・個人情報保護審査会は法令の解釈と運用を諮問庁の立場で行う、諮問庁の主張の追認機関に過ぎない。

## (2) 意見書

口頭陳述権を行使することを求めているが、情報公開・個人情報保護審査会および厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室審査請求担当情報公開専門官には誤解があり、口頭陳述権は、情報公開・個人情報保護審査会設置法10条のみならず、行政不服審査法に規定する口頭陳述権も行使しうるとの理解が正しい。

よって行政不服審査法に規定する質問権の行使も求める。

(略)

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人(以下、第3において「請求人」という。)は、令和5年7月22日付け(同日受付)で、法3条の規定に基づき、「別紙(※)に記載してあるA健康保険組合に関わる行政文書のすべて」に係る開示請求を行った。

※ 令和4年度及び5年度のA健康保険組合の監査に関わり作成された行政文書のすべて

(2) 処分庁においては、対象行政文書を特定することから、請求人に確認を取ったところ、本件対象文書に補正された。

(3) 上記に対して、処分庁が令和5年9月22日付け関厚発0922第117号により原処分を行ったところ、請求人は、これを不服として、同月27日付け(同月29日受付)で本件審査請求を提起したものである。

### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち、一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

### 3 理由

#### (1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、A健康保険組合に対して行われた監査に関わる行政文書のうち、監査結果通知、監査復命書、規約(設立事業所一覧を除く)、個人情報保護管理規程、組合会議員一覧の開示を求めるものであり、処分庁において探索を行ったところ、令和2年特定月日に実施した

A健康保険組合（以下、本項において「A組合」という。）監査に関わる行政文書のうち、監査結果通知、監査復命書、規約（設立事業所一覧を除く）、個人情報保護管理規程及び組合会議員一覧が確認されたため、これらを本件対象文書として特定した。

なお、組合監査は、健康保険法（大正11年法律第70号）7条の38、7条の39及び29条に基づき（※）、組合事業が法令、通知、組合規約及び組合規程に基づき適正に運営されているかどうかを確認するほか、組合財政の健全化や不適切な経理処理の防止の観点から行うものであり、「令和2年度における健康保険組合に対する実地指導監査について」（令和2年3月2日付け保保発0302第1号）（以下「監査通知」という。）等において、5年に1回の頻度で実施に努めることとされている。

※ 監査の権限は、健康保険法205条及び健康保険法施行規則159条2項に基づき、地方厚生（支）局長に委任されている。

#### ア 監査結果通知について

監査結果通知は、監査通知等に基づき、事業運営の適正化及び組合財政の健全化を図ることを目的として、被監査組合に対し、監査結果を通知するものである。本件監査結果通知には、組合の名称、結果を通知する旨、改善報告書の提出を求める旨、A組合の設立記号（原文ママ）、監査年月日及び監査における改善・整備等の必要な事項が記載されている。

#### イ 監査復命書について

監査復命書は、監査で聞き取った内容や指導内容を記録したものであり、このうち、指示と記載された項目は、監査結果通知において書面で指摘する事項である。

本件監査復命書には、組合名、監査年月日、事務所所在地、設立年月日、担当官氏名、設立形態、主な業態、監査選定理由、前回監査年月日、監査結果の総括、事業運営に係る全般的な事項及び監査結果の個別事項が記載されている。

なお、監査結果の総括、事業運営に係る全般的な事項及び監査結果の個別事項には、法人名が記載されている。

また、事業運営に係る全般的な事項及び監査結果の個別事項の一部に記載された指導指示の別について、指示と記載されている項目は、監査結果通知で指摘する事項であり、指導と記載されている項目は、口頭のみによる指摘を意味している。

#### ウ 規約（設立事業所一覧を除く）について

規約は、健康保険法12条に基づき、組合の設立時に事業主が策定するものであり、規約に定める事項については、同法16条1項及

び健康保険法施行規則 4 条に規定されている。本件規約は、令和 2 年特定月日に実施した A 組合に対する監査に際し、事前提出資料として処分庁が取得したものである。

エ 個人情報保護管理規程について

個人情報保護管理規程は、個人情報保護の重要性を踏まえて、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的として、各組合が策定するものである。本件個人情報保護管理規程は、令和 2 年特定月日に実施した A 組合に対する監査に際し、事前提出資料として処分庁が取得したものである。

オ 組合会議員一覧について

組合会議員一覧は、処分庁が監査を実施するに当たり、事前資料として組合が提出するものである。本件組合会議員一覧は、定員数、現在数、欠員数、任期、選定・互選の別、理事又は監事であるかどうかの別、氏名、事業所名及び摘用（原文ママ）が記載されている。

(2) 原処分における不開示部分について

ア 監査結果通知について

監査結果通知について、原処分においては監査における改善・整備が必要な事項を不開示としている。

イ 監査復命書について

監査復命書について、監査選定理由、監査結果の総括の一部、事業運営に係る全般的な事項の一部及び監査結果の個別事項の一部を不開示としている。

ウ 組合会議員一覧

組合会議員一覧について、原処分においては氏名（理事長を除く。）及び事業所名（A 組合を除く。以下同じ。）を不開示としている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法 5 条 1 号該当性について

組合会議員一覧及び監査復命書に記載された常務理事、組合会議員及び理事氏名（理事長を除く。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するため、当該情報は、法 5 条 1 号の不開示情報に該当し、かつ、以下のとおり、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示を維持することが妥当である。

常務理事、組合会議員及び理事は公務員ではなく、その氏名は、事業場内では公にされているが、法人・会社の代表者の氏名とは異なり、一般に公にされている事実はないから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報と

はいえ、同号ただし書イには該当しない。

また、組合会は組合の議決機関であり、組合会議員の就退職は組合員にとって重要事項であることから、常務理事、組合会議員及び理事が就退職した場合は、速やかにその旨を公告することと規約に定められている。

したがって、当該氏名については、単に組合員に対して公告すればよく、当該氏名を開示しないことで保護される権利利益を、これを公にすることで保護される権利利益が上回る特段の事情も認められないから、同号ただし書ロにも該当せず、さらに同号ただし書ハに該当する事情も存在しない。

イ 法5条2号イ該当性について

法5条2号イは、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定しているが、この規定における「競争上の地位」とは「法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位」、「その他正当な利益」については「ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むもの」と解されている。（「詳解情報公開法」「総務省行政管理局編」）

(ア) 本件監査復命書に記載された契約先の法人名を公にすることにより、契約内容について種々の憶測を生じさせ、今後の契約や事業運営に支障を来すことが想定される。また、組合会議員一覧に記載された事業所名が公にされた場合には、組合員ではない者からのA組合の事業運営に関する照会等が発生し、組合会議員における組合及び所属事業所の業務遂行に影響を及ぼすことが考えられる。その結果、今後の組合会議員選挙における立候補者数の減少や組合会議員の辞退につながり、意思決定機関としての機能に支障を来すおそれがある。なお、当該組合会議員一覧については、処分庁において、A組合に対し、法13条1項の規定に基づく第三者意見の照会を実施しており、議員等の情報（氏名及び事業所名）を公にすることで、その情報から事業所登記を調べられ、個人の自宅まで特定される可能性もあるとして、令和5年特定月日付けで開示反対意見の申し出があったところである。以上のことから、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるというべきであり、法5条2号イの不開示情報に該当する。

(イ) また、監査結果通知のうち、監査における改善・整備が必要な事項並びに監査復命書のうち、監査結果の総括の一部、事業運営に係

る全般的な事項の一部及び監査結果の個別事項の一部には、監査において聞き取り指摘した内容や指導指示の別、担当官名、コード番号が記載されており、当該指摘内容等が公にされた場合は、その内容や指摘数をめぐってA組合の運営や財政状況について種々の憶測を生じさせるおそれがある。また、他の組合との比較等が行われることで、A組合に加入する事業所が他の組合への編入を希望することにより、A組合の事業運営に支障を来すことが想定される。したがって、本件監査結果通知及び監査復命書に記載された指摘内容等を開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が侵害されるおそれがあるというべきであり、法5条2号イの不開示情報に該当する。

(ウ) なお、監査復命書に記載された法人名のうち委託先名を除いた、母体名及び健保における主なインセンティブ事例における組合名及び企業名については、A組合や厚生労働省のホームページに掲載されている情報であり、これを公にすることで、直ちに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が侵害されるおそれがあるとはいえないため、同条2号イの不開示情報には該当しない。

ウ 法5条6号イ該当性について

本件監査復命書のうち、監査選定理由及び監査結果の個別事項の一部については、監査対象の類型や監査のチェックポイント、監査で確認・指摘した内容が記載されており、これを公にすることによって、組合が監査に関する着眼点を知り得ることとなる。これにより、関係資料の改ざん等が行われ、監査による指摘を回避するおそれがあることから、適正かつ公正な評価や判断の前提となる正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため、法5条6号イに該当する。

(4) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした情報のうち、監査復命書に記載された母体名及び健保における主なインセンティブ事例として記載されている組合名及び企業名については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(5) 請求人の主張について

請求人は、審査請求書(上記第2の2(1)を指す。)において「不開示とする理由が見いだせないばかりか、不開示とすることで、公法人としての業務に支障を来す、よって開示すべき。」旨を主張するが、本件対象文書の不開示情報該当性については、上記(3)で示したとおりであるため、請求人の主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和6年1月15日 審議
- ④ 同月29日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年9月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月20日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1のとおりであり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分における不開示部分の一部（別紙に掲げる部分、別表2の通番3、5及び7の不開示部分）を新たに開示するとした上で、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

原処分に係る行政文書開示決定通知書において、「不開示とした部分とその理由」欄には、別表1のとおり記載されているにとどまり、具体的な不開示部分の特定はされていないことから、不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、別表2のとおりである旨説明するので、以下、この説明に基づいて判断する。

##### (1) 別表2の通番16及び17について

ア 別表2の通番16及び17に掲げる不開示部分には、常務理事、組合会議員、理事及び監事の氏名が記載されていることが認められる。

イ 常務理事、組合会議員、理事及び監事の氏名等の公表状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、常務理事、組合会議員、理事及び監事が就退職した場合は、速やかにその旨を公告することと規約に定められているが、健康保険組合又は各事業所の掲示板や組合機関紙に掲示する等の方法により、組合員にのみ公にしており、一般には公にしていない旨説明する。

ウ 上記ア及びイを踏まえて検討すると、当該各部分は、法5条1号本

文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、上記イの公表状況から同号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ又はハに該当する事情も認められない。

さらに、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(2) 別表2の通番6, 12, 14及び18について

ア 別表2の通番6, 12, 14及び18に掲げる不開示部分には、A健康保険組合の契約の相手方である法人名並びに理事長、組合会議員、理事及び監事が所属する法人名が記載されていることが認められる。

イ 当該部分を不開示とする理由について、諮問庁は、上記第3の3(3)イ(ア)のとおり、以下のように説明する。

(ア) A健康保険組合の契約の相手方である法人名は、一般には公表していないことから、これを公にすることにより、契約内容について種々の憶測を生じさせ、今後の契約や事業運営に支障を来すことが想定される。

(イ) A健康保険組合の理事長、組合会議員、理事及び監事が所属する法人名は、組合員以外には明らかにしていないことから、これを公にした場合には、組合員ではない者からのA健康保険組合の事業運営に関する照会等が発生し、当該法人の業務遂行に影響を及ぼし、今後の組合会議員選挙における立候補者数の減少や組合会議員の辞退につながり、意思決定機関としての機能に支障を来すおそれがある。また、当該組合会議員一覧については、処分庁において、A健康保険組合に対し、法13条1項の規定に基づく第三者意見の照会を実施しており、議員等の情報(氏名及び事業所名)を公にすることで、その情報から事業所登記を調べられ、個人の自宅まで特定される可能性もあるとして、令和5年特定月日付けで開示反対意見の申し出があったところである。

ウ 上記ア及びイを踏まえて検討する。

当該部分には、A健康保険組合の契約の相手方である法人名並びに理事長、組合会議員、理事及び監事が所属する法人名が記載されており、組合員等の特定の者以外には公にされてはいないことから、これを公にすると、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害する以下のおそれがないとはいえない。

(ア) A健康保険組合の契約の相手方である法人名を公にした場合、その契約の経緯や内容について種々の憶測を生じさせ、A健康保険組合又はA健康保険組合の契約の相手方である法人についての今後の

契約や事業運営に支障を来すおそれ

(イ) A健康保険組合の理事長，組合会議員，理事及び監事が所属する法人名を公にした場合，当該法人に対し，組合員ではない者からのA健康保険組合の事業運営に関する照会等が発生し，当該法人の業務遂行に影響を及ぼすおそれ

(ウ) A健康保険組合の理事長，組合会議員，理事及び監事が所属する法人名を公にした場合，今後の組合会議員選挙における立候補者数の減少や組合会議員の辞退につながり，A健康保険組合の意思決定機関としての機能に支障を来すおそれ

したがって，当該部分は，法5条2号イに該当し，不開示とすることは妥当である。

(3) 別表2の通番1，4，8，9，11，13及び15について

ア 別表2の通番1，4，8，9，11，13及び15の不開示部分には，監査において，担当者が聞き取ったA健康保険組合に関する情報，担当者による指導や指示の別及び内容，担当者名及びコード番号が記載されていることが認められる。

イ 当該部分を不開示とする理由について，諮問庁は，上記第3の3(3)イ(イ)のとおり，これを公にした場合，その内容や指摘数をめぐってA健康保険組合の運営や財政状況について種々の憶測を生じさせるおそれがある。また，他の組合との比較等が行われることで，A健康保険組合に加入する事業所が他の組合への編入を希望することにより，A健康保険組合の事業運営に支障を来すことが想定される旨説明する。

ウ 上記ア及びイを踏まえて検討すると，当該部分は，監査において，担当者が聞き取ったA健康保険組合に関する情報や担当者による指導や指示の内容等が記載されているものであることから，これらの情報等により，A健康保険組合の運営や財政状況について種々の憶測が生じたり，他の健康保険組合との比較等が行われるなどして，A健康保険組合に加入する事業所が他の組合への編入を希望し，A健康保険組合の事業運営に支障を来したりして，A健康保険組合の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとはいえない。

したがって，当該部分は，法5条2号イに該当し，同条6号イについて判断するまでもなく，不開示とすることは妥当である。

(4) 別表2の通番2及び10について

ア 別表2の通番2及び10に掲げる不開示部分には，監査対象の種類，監査のチェックポイント，根拠条文及び確認方法等が記載されていることが認められる。

イ 当該部分を不開示とする理由について，当審査会事務局職員をして

諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、監査復命書については、「令和6年度における健康保険組合の指導監査について」（令和6年3月11日付け保保発0311第1号）により地方厚生局及び都道府県に対し様式を示しているが、健康保険組合に対しては公にしていなかったため、当該部分を公にした場合、組合が監査に関する着眼点を知り得ることとなり、関係資料の改ざん等が行われ、監査による指摘を回避し、適正かつ公正な評価や判断の前提となる正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある旨説明する。

ウ 上記ア及びイを踏まえて検討する。

当該部分は、監査対象の種類、監査のチェックポイント、根拠条文及び確認方法等が記載されているものであることから、これを公にすると、監査対象となる健康保険組合が監査に関する着眼点を知り得ることとなり、関係資料の改ざん等が行われ、監査による指摘を回避し、適正かつ公正な評価や判断の前提となる正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、不開示とすることは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

原処分に係る行政文書開示決定通知書について、その「不開示とした部分とその理由」欄には、別表1のとおり記載されているにとどまり、具体的な不開示部分の特定はされておらず、文書単位又は頁単位での特定もされていない。また、「指導内容、意見等の一部」の不開示部分は、法5条2号イ及び6号イのいずれにも該当するように記載されているが、その全てが両条項に該当するとする趣旨なのか、あるいは「指導内容、意見等の一部」中の各部分によって適用条項が異なるのか、判然としない。さらに、不開示理由についても、同条1号、2号イ及び6号イの条文がほぼそのまま引用されているにとどまり、上記各号に該当すると判断した具体的根拠は示されていない。このような理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし適切さを欠くものであり、処分庁においては、その処分の内容の理解に資するよう、今後は上記の点について留意すべきである。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお

不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ及び6号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

## 別紙

諮問庁が「新たに開示する部分」としている部分

- 1 監査復命書1枚目の1(1)の不開示部分(別表2の通番3の不開示部分)
- 2 監査復命書3枚目の1(1)母体名の不開示部分(別表2の通番5の不開示部分)
- 3 監査復命書6枚目の【参考2】の不開示部分(別表2の通番7の不開示部分)

別表 1（原処分において不開示とした部分及び理由）

通番	不開示部分	不開示理由
1	常務理事，組合会議員及び理事氏名	個人に関する情報であって，当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるものとして法第5条第1号に該当するため。
2	法人名（A健康保険組合の名称は除く），実地監査結果における改善・整備が必要な事項，事業運営に係る全般的な事項の一部及び指導内容，意見等の一部	法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公にすることにより，法人等又は個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして法第5条第2号イに該当するため。
3	監査の選定理由，方法及び重点に関する事項及び指導内容，意見等の一部	公にすることにより，監査に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるものとして法第5条第6号イに該当するため。

別表 2（原処分において不開示とした部分の対応関係）

通番	不開示部分	開示決定通知書の記載における該当部分	理由説明書の記載における該当部分
（1）監査結果通知			
1	2枚目及び3枚目の本文の記載	別表1の通番2に掲げる「実地監査結果における改善・整備が必要な事項」	本文第3の3（3）イ（イ）の「監査において聞き取り指摘した内容」
（2）監査復命書			
2	1枚目の「監査選定理由」欄の記載	別表1の通番3に掲げる「監査の選定理由」	本文第3の3（3）ウの「監査対象の類型」
3	1枚目の1（1）の記載の一部	別表1の通番2に掲げる「法人名」	本文第3の3（3）イ（ウ）の「母体名」
4	2枚目の2（1）の記載の一部	別表1の通番2に掲げる「指導内容，意見等の一部」及び別表1の	本文第3の3（3）イ（イ）の「監査において聞き取り指摘した内容」及び

		通番3に掲げる「指導内容、意見等の一部」	本文第3の3(3)ウの「監査で確認・指摘した内容」
5	3枚目の1(1)の記載の一部	別表1の通番2に掲げる「法人名」	本文第3の3(3)イ(ウ)の「母体名」
6	6枚目の5(6)の記載の一部	別表1の通番2に掲げる「法人名」	本文第3の3(3)イ(ア)の「監査復命書に記載された契約先の法人名」
7	6枚目の【参考2】の記載の一部	別表1の通番2に掲げる「法人名」	本文第3の3(3)イ(ウ)の「健保における主なインセンティブ事例における組合名及び企業名」
8	7枚目の枠外の一部	別表1の通番2に掲げる「指導内容、意見等の一部」	本文第3の3(3)イ(イ)の「指導指示の別」及び「担当官名」
9	4枚目, 5枚目, 7枚目及び9枚目のチェックボックス並びに件数及び金額の記載の一部	別表1の通番2に掲げる「事業運営に係る全般的な事項の一部」	本文第3の3(3)イ(イ)の「監査において聞き取り指摘した内容」
10	10枚目ないし78枚目の「チェックポイント, 根拠条文等」欄の記載の一部	別表1の通番3に掲げる「方法及び重点に関する事項」	本文第3の3(3)ウの「監査のチェックポイント」
11	10枚目ないし78枚目の「適否」欄のチェックボックスの記載の一部	別表1の通番2に掲げる「事業運営に係る全般的な事項の一部」	本文第3の3(3)イ(イ)の「監査において聞き取り指摘した内容」
12	10枚目の「指導内容, 意見等」欄の1段目2行目2文字目ないし8文字目の記載	別表1の通番2に掲げる「法人名」	本文第3の3(3)イ(ア)の「事業所名」
13	10枚目ないし78枚目の「指導内容, 意見等」欄の	別表1の通番2に掲げる「指導内容, 意見等の一部」	本文第3の3(3)イ(イ)の監査において聞き取り指摘した内容

	記載の一部（通番 1 2 及び 1 4 を除 く。）		
1 4	1 5 枚目及び 1 6 枚目の「指導内 容，意見等」欄， 1 7 枚目の同欄の 上から 6 段目， 5 5 枚目及び 6 3 枚 目の同欄並びに 7 1 枚目の同欄の上 から 4 段目の記載 の一部	別表 1 の通番 2 に掲げ る「法人名」	本文第 3 の 3 （ 3 ） イ （ア）の「契約先の法人 名」
1 5	1 0 枚目ないし 7 8 枚目の枠外の一 部	別表 1 の通番 2 に掲げ る「指導内容，意見等 の一部」	本文第 3 の 3 （ 3 ） イ （イ）の「指導指示の 別」，「担当官名」及び 「コード番号」
1 6	5 1 枚目の「指導 内容，意見等」欄 の氏名の記載	別表 1 の通番 1 に掲げ る「常務理事（中略） 氏名」	本文第 3 の 3 （ 3 ） アの 「常務理事（中略）氏名」
（ 3 ） 組合会議員一覧			
1 7	1 枚目及び 2 枚目 の「氏名」欄の記 載の一部	別表 1 の通番 1 に掲げ る「常務理事，組合会 議員及び理事氏名」	本文第 3 の 3 （ 3 ） アの 「常務理事，組合会議員及 び理事氏名」
1 8	1 枚目及び 2 枚目 の「事業所名」欄 の記載の一部	別表 1 の通番 2 に掲げ る「法人名」	本文第 3 の 3 （ 3 ） イ （ア）の「事業所名」

（注）表中の段の数え方については，表頭部分は数えない。また，文字数の数え方については，記号も 1 文字と数え，空白部分を数えない。